

議 事 録

会議名	令和6年度第2回寒川町子ども・子育て会議		
開催日時	令和6年8月5日（月）10:00～11:30		
開催場所	寒川町役場 東分庁舎2階 第1会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	<p>出席者：磯川委員長、高梨副委員長、小林委員、石井委員、藤崎委員、河村委員、白岩委員、和田委員、菅原委員、杉山委員</p> <p>事務局：宮崎学び育成部長、鳥海子育て支援課長、遠藤副主幹、高橋副主幹、柏木主任主事、野呂技幹、加藤主査、徳江保育幼稚園課長、川部副主幹、前田主査、岡野学び推進課長</p> <p>欠席者：志賀委員</p> <p>傍聴者：1名</p>		
議 題	<p>(1) 第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」(案)について</p> <p>(2) その他</p>		
決定事項	<p>議事録承認委員 白岩委員、和田委員に決定</p> <p>(1) 了承</p> <p>(2) その他（報告事項）</p>		
公開又は 非公開の 別	公開	非公開の場合その 理由（一部非公開 の場合を含む）	
議事の経過	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>【磯川委員長】</p> <p>今日は第3期の子育て支援事業計画の作成に当たりまして、各地域の皆様のニーズを把握しながら、令和7年度からの事業計画案を作っていくということでございます。今年度は会議の回数が多いですが、御審議をしていただいて、寒川町の子どもたちのために、素晴らしい事業計画ができるようにしていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(1) 第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」(案)について</p>		

それでは、議題 1 の第 3 期寒川町子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（遠藤副主幹）】

それでは、議題 1 の第 3 期寒川町子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（案）について、御説明させていただきます。

今回、皆様に御意見等をお伺いしますのは、幼稚園や認可保育所などの教育・保育施設、小規模保育事業などの地域型保育事業、子育て支援センターや一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期などについてです。

まず、ニーズ調査を踏まえました推計値であるニーズ量の算出について、資料 1 並びに、本日机上配付させていただきました資料 1-2 で御説明し、その後、資料 2 によって個々の事業について御説明いたします。

それでは、資料 1 の量の見込みの算出についての 1 ページを御覧ください。

ニーズ量は、ニーズ調査の結果を基礎データとし、国が示す量の見込みの算出等のための手引きにおける算出方法に準じて算出いたします。その流れは、(1) の薄い緑色で囲った図表のようになっておりまして、その内容について、本日配付させていただきました資料 1-2 によって御説明させていただきます。

まず初めに、資料 1-2 の①にありますように、ニーズ調査回答者を両親の就労状況でタイプ別に分類して、基本となる家庭タイプの分類をします。

資料 1 の 3 ページを御覧ください。家庭類型は、①保護者の配偶状況、独り親かどうか、②の就労状況、こちらは夫婦の働き方の組合せなどにより、表中にあります A から F までの 8 タイプがあり、そのうち B から F までタイプを図示したものが表の下の分類図になります。アルファベットにダッシュがついているタイプにつきましては、調査時点において片方の月間の就労時間が保育の必要性の認定区分に関する保護者の月間就労時間である月 64 時間に満たない場合に分類されます。

資料 1-2 を御覧ください。

次に、②にありますように、家庭類型に両親の今後の就労意向を反映させて、潜在家庭類型として分類別に分類します。例えば、父親がフルタイム、母親がパートタイムという家庭はタイプ C または C' に分類されますが、母親にフルタイムでの就労意向がある場合は、その家庭をタイプ B に補正する、あるいは父親がフルタイム、母親が専業主婦という家庭で母に月 120 時間以上のパートタイム

での就労意向がある場合はタイプDからタイプCに補正するという作業を行い、AからFまでのタイプに再分類します。

次に、③にありますように、事業別の潜在家庭類型（割合）の算出と推計児童数の算出を行います。

事業別の潜在家庭類型（割合）とは何かといいますと、その事業の対象となる年齢児童について回答した調査回答者のうち、その潜在家庭類型が何%いるかという割合になります。例えば、ゼロ歳児について回答した調査回答者が116人で、そのうち両親がフルタイムであるタイプBの家庭が55世帯であった場合47%ということになりますので、ゼロ歳児のタイプBの事業別の潜在家庭類型（割合）は47%という形になります。

推計児童につきましては、今後、町として公表します最新の人口ビジョンを使用しており、その人口推計については出生や死亡による自然増減及び転出入の純移動という2つの人口変動要因それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計するコーホート要因法によって算出しております。

なお、資料1の4ページから5ページには、国の手引きにおいて人口推計を行うに当たって参照することとされているものから抜粋して記載しており、6ページから9ページには、人口推計に関する情報を記載しておりますので、後ほど御参照ください。

また、今、御説明しました使用している人口ビジョンについてですが、こちらはまだ公表前のため、取扱いには御注意をお願いいたします。

次に、資料1-2、④にありますように、③で算出した潜在家庭類型の割合と推計児童数を掛け合わせることにより、各事業の対象となる家庭類型別児童数を算出します。例えば、令和7年度のゼロ歳児は293人と推計されておりますので、令和7年度のゼロ歳児のうちタイプBの児童は293人の47%で138人となります。このようにして、令和7年度から令和11年度までの各事業の対象となる家庭類型別児童数を算出いたします。

次に、⑤にありますように、事業別に該当する設問の回答者数を利用希望者数で割り、潜在家庭類型別の利用意向率を算出いたします。各事業で対象となる潜在家庭類型ごとに、ニーズ調査において利用を希望して回答者の割合を算出して利用意向率を算出いたします。

そして、最後に⑥にありますように、事業別に④で算出した家庭類型別児童数に⑤の利用意向率を掛け合わせてニーズ量を算出いたします。その事業の対象となる潜在家庭類型の児童のうち利用意向がある児童数がニーズ調査となります。

資料1の2ページにお戻りください。こちらには、ニーズ調査が

必要な事業を記載しております。

Iの教育・保育事業の3項目とIIの地域子ども・子育て支援事業の7項目が対象となっております。また、10ページから11ページには各事業の概要が示してありますので、後ほど御参照ください。

資料1並びに資料1-2の説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

【磯川委員長】

資料1についての説明が終わりました。

何か質問はございますか。

【河村委員】

ニーズ調査の分母を確認するため、調査の配布人数と回答者数を教えていただきたいです。

【事務局（鳥海子育て支援課長）】

子ども・子育て支援事業に関するものについては配布数が1,804件、回収数が704件です。児童クラブに関するものについては配布数が961件、回収数が494件となっております。

【磯川委員長】

ほかによろしいですか。なければ、資料1については以上といたします。

では、引き続き資料2についての説明をお願いします。

【事務局（鳥海子育て支援課長）】

資料2について御説明いたします。

こちらの資料は、表紙の左側の量の見込みを算出する事業にあります、この計画の対象となる21の事業のうち19事業について、計画期間の各年度における推計値、見込み量、確保提供量などの確保方策をまとめたものです。こちらの資料により、量の見込みの算出方法などを御説明させていただきます。

なお、表紙の右側には、ニーズ調査に基づく推計値と第2期の実績値との違いがどのような状況であったかなどを整理して記載しております。

それでは、これより各事業の量の見込みなどについて御説明させていただきますが、量の見込みにつきましても、国が示した手引きにおいて、ニーズ調査の結果に基づいて算出する方法が示されておりますが、これは量の見込みの標準的な方法を示すものであり、本会議のような会議等において意見を聴き、より効果的で効率的な方法による算出を妨げるものではなく、地域の実情に応じて算出方法を変更することは可能である旨も、その手引きにおいて示されておりますので、これから御説明させていただきます各事業におきましても、ニーズ調査による推計値、第2期の実績、第3期の計画期間

内で起こり得る変動等を考慮するなどして、それぞれより効果的な算出方法を考え、これからの5年間で達成を見込めるような、より現実的な確保方策を定めておりますので、それに対して御意見等いただければと思っています。

なお、各事業について順に御説明してまいります。事業により説明者が変わりますことを御了承ください。

まず、具体的な説明に入る前に、資料の見方について御説明いたします。

1 ページの幼稚園の部分を御覧ください。

左側の表は第2期の実績となります。緑色の計画値、利用者推計が見込み量、青色の計画値①、確保提供量は確保方策としての確保提供量、実績値②、利用者が利用者の実績、その下のオレンジ色の部分が利用者実績に対する確保提供量の状況で、プラスになっている場合は確保提供量が足りていたということになります。

右側は第3期のものになります。黄色の推計値（ニーズ）はニーズ調査に基づいて算出した推計値、緑色の見込み量が量の見込み、青色の確保提供量が確保方策としての確保提供量、オレンジ色の部分が利用者実績に対する確保提供量の状況で、プラスになっている場合は確保提供量が足りているということになります。そして、表の下の囲いが第3期見込み量の算出方法についての説明となります。

【事務局（徳江保育幼稚園課長）】

幼稚園のところから御説明をさせていただきます。

令和7年度については、幼稚園は1施設、認定こども園に移行するため、令和6年度までは2施設が対象だったところ、1施設減となり、令和7年度以降は1施設が対象となります。

見込み量の算定については、令和6年4月の在園児童数の人口比が12.54%でしたので、令和7年度から令和11年度までも3歳から5歳児の推計人口比率を乗じて算出し、見込み量といたしました。

そのうち2号認定は在園児童数に対する保育の要件のある在園児童数の数であり、こちらの実績値として17%を各年度の見込み量に乗じて2号認定の見込み量といたしました。見込み量から2号認定見込み量を差し引いた数値を1号認定といたしました。見込み量が確保提供量の範囲内となる計画といたしました。

次の認定こども園（幼稚園部分）について御説明いたします。

令和7年度から認定こども園が1施設増えて、令和7年度以降は3施設となり、確保提供量が1施設分増となります。

見込み量の算定については、令和6年4月の該当施設在園児童数の人口比37.8%を令和7年度から令和11年度までの3歳から

5歳児の推定人口に乗じて算出し、見込み量といたしました。そのうち2号認定については、幼稚園と同様に在園児童数に対する保育の要件のある在園児童数の割合、実績値として10%を各年度の見込み量に乗じて2号認定の見込み量といたしました。見込み量から2号認定推定見込み量を差し引いた数値を1号認定といたしました。見込み量は確保提供量の範囲内となる計画としております。

次に、2ページ、3ページにあります認可保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業、家庭的保育事業について、まとめて御説明いたします。

確保提供量につきましては、令和7年度に認定こども園が開所となりますので、認定こども園、保育所と分割を行います。ほかの類型に変更等はございません。この6つの類型が保育施設なので、保育の要件のある方は入所希望をすることができる施設となります。

見込み量の算定については、令和6年4月の2号認定、3号認定、ゼロから2歳児の申込み率を令和7年度から令和11年度の年齢ごとの推定人口比率を乗じて算出し、見込み量といたしました。申込み率が3号認定、ゼロ歳児が14.1%、2号認定、3歳から5歳児が42.6%といたしました。3号認定、1歳児、2歳児につきましては、今まで新園が開所する年度に申込み率が増える傾向にあることから、新園が開所した令和4年4月の申込み率を参考に、56.0%といたしました。

保育施設の類型が、その下の段の認定こども園（保育所部分）と、次の3ページにあります小規模保育事業、家庭的保育事業とあり、認可保育所以外の6つの類型については、これまでの経緯から、定員程度までの利用があると見込まれることから、確保提供量を見込み量といたしました。申込み率から算出した数値から3つの類型の見込み量を差し引いた数値を認可保育所の見込み量といたしました。

認可保育所の右側の一番下の欄、確保提供量、見込み量を令和7年度から令和10年度まで見ていただきますと、マイナスとなっておりますが、令和11年度はプラス12人となっております。令和11年度の1・2歳児の見込み量は定員を上回っておりますので、ゼロ歳児、2号認定確保提供量から1歳児に振り替えて、待機児童を解消するという計画にしております。

【事務局（鳥海子育て支援課長）】

4ページを御覧ください。

上段の利用者支援事業は、子どもまたはその保護者が身近な場所で、教育保育施設や地域の子育て支援事業を、情報提供及び必要に応じて、相談、助言等を行うとともに、関係者との連絡調整等を実施する事業でありまして、量の見込みの最初に、ニーズ調査を要さ

ない事業です。

第2期までは、基本型、母子保健型、特定型の3事業でしたが、令和4年の児童福祉法改正による子ども家庭センター設置に伴い、母子保健型が子ども家庭センター型に変更となりました。また、その後の改正により地域子育て相談機関が追加されましたので、利用者支援事業は4事業となりました。基本型は引き続き子育て支援センターに子育てコーディネーターを配置して利用者支援事業を1か所実施してまいりますので、量の見込み量、確保提供量、いずれも1か所としております。

子ども家庭センター型は、子育て支援課ののびのびすくすく担当でスタートした子ども家庭センターに、母子保健コーディネーターや子育て支援相談員を配置して、両センターの事業として1か所実施してまいりますので、見込み量、確保提供量、いずれも1か所としております。

なお、母子保健型は母子保健機能としての利用者支援、子ども家庭センター型は母子保健機能と児童福祉機能の両方の機能としての利用者支援となっています。

地域子育て相談機関は、児童福祉法第10条の3第1項の規定により、中学校区に1つを目安に整備するもので、その地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うものです。当該地域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所などで実施することになっておりますので、令和11年度から実施できるように、社会資源の確保、制度の調査・研究などを行ってまいりたいと考えていることから、令和11年度から見込み量と確保提供量を3か所としております。

特定型は、引き続き保育幼稚園課に保育コンシェルジュを配置して、利用者支援を1か所実施してまいりたいと考えておりますので、見込み量、確保提供量、いずれも1か所としております。

次に、同じく4ページ下段、地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センターにおいて、乳児及びその保護者が相互に交流を行う場所を増設し、子育てについての相談、情報提供などを行う事業です。

ニーズ調査による推計値では、多くのニーズが算出されておりますが、第2期の実績値を踏まえると、この推計値を基に見込み量を算出するのは現実的ではないと考えております。また、新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、令和2年3月3日から令和5年10月16日まで利用制限をしていたことから、令和2年度から令和5年度までの推移を根拠に見込み量を算出することも適当でないと判断できます。そのため令和6年4月から6月までの3か月間の利用件数の平均714件に12を乗じて令和6年度の見込み実績値

8,568人を算出し、新型コロナウイルス感染症拡大前の平成28年度から平成30年度の前年比の平均伸び率104%を算出し、当該平均値を令和6年度の見込み実績値に乗じて令和7年度の見込み量を算出し、同様に前年度見込み量を4%増やす方向で令和8年度から令和11年度までの見込み量を算出し、その同数を確保提供量としました。

子育て支援センターにおいては、周知や様々な講座、教室の開催を通じて認知度や理解度を高め、今後も利用者を増やしてまいりたいと考えておりますので、これまでの傾向も加味して微増傾向といたしました。

5ページを御覧ください。

上段の妊婦健康診査事業は、妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため健康診査を実施する事業で、見込み量の算出にニーズ調査を要さない事業です。

妊婦健康診査の利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度、4年度に大きく減少し、令和5年度に回復するという傾向であるため、令和2年度から令和5年度までの利用者の増減の傾向を使用して見込み量算出が適当でないと考えています。計算上はゼロ歳人口推計掛ける14回が見込み量となるところでありますが、14回全てを受診する妊婦は少ないため、令和2年度から令和5年度までの各年度の平均受診回数を算出し、当該平均回数11.8回を令和7年度から令和11年度までの妊娠見込み数に乗じて得た数値を見込み量とし、その同数を確保提供量としました。

次に、同じく5ページ下段の乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が全戸訪問する事業で、見込み量の算出にニーズ調査を要さない事業です。

第2期においては、新型コロナウイルス感染症の影響で出生数が減少し、それに伴って実績も減となっています。第3期については、この事業は新生児がいる全家庭を対象に実施しているものでありますので、令和7年度から令和11年度までのゼロ歳人口推計をそのまま見込み量とし、その同数を確保提供量としましたので、微減の傾向となっております。

6ページを御覧ください。

上段の養育支援訪問事業は、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援を必要となっている家庭に対して、具体的な養育に関する指導、助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題を解決、軽減を図る事業で、見込み量の算出にニーズ調査を要さない事業です。

令和2年度から令和6年度までの利用者数に増減があるため、その推移を見込み量の算出に使用することは適切でないため、令和2

年度から令和6年度までの利用率の平均値8.29%を令和6年4月1日のゼロ歳人口311人に乗じて、同年度の養育支援訪問の見込み数26人を算出し、令和2年度から令和6年度までの利用者数の平均26人を令和7年度から令和11年度までの見込み量とし、その同数を確保提供量としました。

養育支援訪問は、乳児家庭全戸訪問で把握した養育上の支援が必要と認められる家庭を対象として実施しているため、出生数の影響を受けることも考えられますが、育児不安の強い家庭や養育に支援が必要な家庭の増加と人口数の減少とで相殺されることにより、令和7年度から令和11年度まで同数としております。

次に、同じく6ページ下段の子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業、ショートステイ事業とも言われている事業です。

第1期及び第2期計画期間中の利用見込み、供給確保の設定はなく、本計画策定に当たって実施したニーズ調査における当該事業の利用意向において、利用する必要はないとの回答が8割を占めることから、本計画期間においても利用者推計及び確保提供量は設定しないこととしました。

次に、7ページを御覧ください。

上段のファミリー・サポート・センター（就学児のみ）は、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行う事業です。こちらに関しては就学後の児童となります。

ニーズ調査による推計値では、利用希望は多いですが、実績値を踏まえると、推計値を基に見込み量を算出することは現実的でないと考えています。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあってか令和2年度から令和5年度までの各事業の実績に差があるので、当該期間の推移を示すことも適当でないと考えております。そのため、推計すべき年度に近く大きな差異のない令和5年度、令和6年度の4月から6月の3か月間の利用者数から算出した増減率100.5%を令和5年度実績1,426件に乗じて、令和6年度推計利用者数1,433件とし、当該推計利用者数を令和6年4月1日時点の実績児童数2,619人で除して得た数値54.72%を利用率として、当該利用率を令和7年度から令和11年度までの6歳から11歳の推計人口に乗じて見込み量とし、その同数を確保提供量としました。推計人口に基づいて算出しているため、微減の傾向となっています。

【事務局（徳江保育幼稚園課長）】

次の幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについて御説明いたします。

この事業の対象は幼稚園、認定こども園の町内4施設にあります各施設の幼児教育時間終了後、在園児童の一時預かりを実施する事業です。

こちらの左側の実績値を御覧いただきますと、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、令和3年度以降の実績値においても、かなり差が出ておりますので、令和3年度から令和5年度の3年間の該当施設定員に対する率の平均2,052.11%を令和7年度から令和11年度の該当施設定員に乗じて算出し、見込み量といたしました。確保提供量も同数の計画となっております。

【事務局（鳥海子育て支援課長）】

次に8ページを御覧ください。

上段の幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外の事業は、幼稚園における在園児童を対象とした一時預かり以外の一時的預かり事業になります。

ファミリー・サポート・センター事業（就学前）、一時保育事業、夜間養護等事業、トワイライトステイを併せたものになりますが、トワイライトステイについては、第2期計画期間中の利用見込・供給確保の設定はなく、今回のニーズ調査においても該当項目に関する利用意向の回答はなかったため、第3期計画期間においても見込み量及び確保提供量の設定は行いません。

ファミリー・サポート・センター（就学前）ですが、ニーズ調査による推計値では利用希望は多いですが、実績値を踏まえると、推計値を基に見込み量を算出することは現実的ではないと考えています。また、利用頻度の高い家庭の有無等によって年間の利用者数に差が生じやすいことから、令和2年度から令和6年度までの推移を使用することも適当でないと考えます。そのため、令和6年度の4月から6月の3か月間の利用者数の平均90.66人に12を乗じて同年度の見込み実績値1,088人を算出し、当該見込み実績値の同年のゼロ歳から5歳人口に対する割合51.32%を算出し、その率を令和7年度から令和11年度までゼロから5歳推計人口に乗じて見込み量とし、その同数を確保提供量としました。推計人口に基づいて算出するため微減の傾向となっております。

保育所等の一時保育事業ですが、第2期においては700人を見込み量としておりましたが、第2期の利用者の実績を踏まえ、令和5年度利用者実績207人の同年度の0～5歳人口2,170人に対する割合が約10%でしたので、当該割合から令和7年度から令和11年度の0～5歳推計人口の10%程度である200人を見込み量とし、その同数を確保提供量としました。

この事業の見込み量は、ファミサポ（就学前）と一時保育事業を合算したものになります。

【事務局（徳江保育幼稚園課長）】

その下の延長保育事業について御説明いたします。

この事業は、各保育施設で実施している短時間、標準時間以上の保育をする事業で、令和7年度からは 施設が対象となります。

見込み量の算定は、令和5年度の実績値が407名で在園児童数に対する割合が49.5%であることから、令和7年度から令和11年度の確保提供量を乗じて算出し、見込み量、確保提供量ともに400人とする計画をしております。

【事務局（鳥海子育て支援課長）】

9ページを御覧ください。

病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等の急な病気になった場合、病院や保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

第2期では、見込み量、確保提供量を設定しませんでしたでしたが、第3期では、令和9年度の開所を目標に、病児保育のみ数値を設定しております。

ニーズ調査による推計値では、多くのニーズが算出されておりますが、既に実施している自治体からは、利用者が確保提供量よりも少ないという情報もありましたので、ニーズ調査の推計値は使用せず、近隣の平塚市で病児保育を実施している病院併設型の病児保育所の令和5年度の利用率9.83%を令和7年度から令和11年度までのゼロから5歳推計人口に乗じて見込み量を算出しました。推計人口に基づいているため微減の傾向となっております。

なお、確保提供量については、病児保育施設1件で定員3人、週4日開所した場合の1年間の延べ利用者数を算出して確保提供量としているため、見込み量とは異なっております。

【事務局（岡野学び推進課長）】

次に10ページ、放課後児童クラブについてです。

まず左側、計画当初、令和2年度につきましては、計画値より確保提供量が少なく、実績も確保提供量以内となっておりますが、令和3年度に旭小学校区にたんぼぼクラブを開設し、確保提供量を40人増し、令和4年度には小谷小学校区のげんきっ子クラブをもう一クラブ開設し、確保提供量の拡大に努めました。令和6年度は寒川小学校のあおぞらクラブをもう一クラブ開設することで、計画値の315人を超える326人の入所実績となっております。

右側の第3期の計画ですが、こちらは推計値、ニーズがかなり大きな数字となっておりますが、先ほどの第2期の実績を踏まえて計

算をしております。

まず、昨年度につきましては、ニーズ調査の中でも、児童クラブを利用していない方のうち、10.9%は児童クラブを利用したいと回答しており、利用していない理由としては、希望する児童クラブが定員に達しているが、定員に余裕ができ次第入所したいという回答が一番多くあり、児童クラブに対するニーズは継続的で、むしろ今後の共働き世帯の増加を考えると、ニーズも高まってくるものと思われま

す。しかし一方で、各小学校の児童数の推計値を見てみると、令和7年度以降、年々児童数が減少傾向にあります。令和6年度の児童数を100%とすると、令和7年度には98.22%、令和11年度には86.35%と5年間で13.65%の減少が見込まれています。ニーズ調査の児童クラブへの入所希望の伸びと児童数の減少見込み、これら2つの推計を踏まえ、令和7年度から5年間の見込み量を算出しております。

具体的な計算方法としましては、令和6年度の基準値326人、これに予測される伸び率を掛けた数値を計測しております。伸び率につきましては、実績の令和4年度から令和5年度の児童クラブの利用者実績値の伸び率約3%、これを適用しております。その年度の伸び率を見込み量の推移に適用した理由としては、児童数が年々減少している状況は現在でも同じですが、それでも入所実績が伸びていた年度であること、また、児童クラブの増設がなかった年度であること、この2点の理由から、この年度の伸び率を今後5年間の伸び率の推移を計算する根拠とし、令和7年度は令和6年度実績値の326人に3%を掛けて335人とし、以降の年度も順次3%を乗じて、令和11年度には375人の見込みとしております。児童数の減少が見込まれる5年間になります。今後児童クラブへのニーズは高まるものと考え、見込み量については児童数の減少も鑑み3%の増加としております。この見込み量の結果による令和11年度375人の見込み量を賄うためには、現在の児童クラブだけでは対応できなくなることが見込まれるため、令和10年度中の完成を目指し、児童クラブの増設を令和7年度以降検討してまいります。また、既存の児童クラブにおいても、スペースの有効利用を図り、定員の見直しにつなげていくことで、入所を希望する人全員が入所できるような形で取り組んでいきたいと考えております。

【事務局（鳥海子育て支援課長）】

11ページを御覧ください。こちらの3事業については、児童福祉法の改正により、子ども・子育て支援事業に加えられたものです。

上段の子育て世帯訪問支援事業は、要支援児童、要保護児童及び

その保護者、特定妊婦支援、支援を要するヤングケアラーを対象とし、その居宅を訪問し、子育てに対する情報提供、家事・養育に関する援助等を行い、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業で、養育支援訪問事業から切り分けられ、家事育児支援の部分となります。

令和5年度の家事育児支援の延べ訪問回数は102回で、令和6年度以降の延べ訪問回数については出生数の影響を受け減少することも考えられますが、育児不安の強い家庭や養育に支援が必要な家庭が微増していることから、それらで相殺され、令和5年度実績と同水準で推移するものとして見込み量を100人とし、その同数を確保提供量としました。

次に、中段の児童育成支援拠点事業ですが、この事業は虐待リスクが高い、不登校などの養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない主に小・中学生に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に対して、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業であります。この事業を実施する社会資源の確保ができていないこと、この事業について調査・研究等が必要であることなどから、早期の実施を目指しますが、第3期においては見込み量や確保提供量は設定しないこととしました。

次の下段の親子関係形成支援事業は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業で、現在、ファシリテーターの資格を持つ職員が講師となって実施している「子育て支援講座」がこれに相当します。その講座に参加すべき人数を見込み量と確保提供量として設定しました。

子育て支援講座の令和5年度の実績は24人であり、子どもの人口の減少傾向と支援が必要な家庭の微増傾向とで相殺され、令和5年度実績と同水準で推移するものと見込み、各年度24人としております。

資料2の説明は以上です。

【磯川委員長】

資料2についての説明がありました。何か質問はございますか。

【藤崎委員】

10ページの放課後児童クラブについて、令和2年から令和5年までの入所の利用者の実績値は、年度内に退所されて、その1枠が空いたので、待機して入った方がいた場合は、その枠に対しても1という人数で計算されているのか、それとも1枠に対して2名、年度内に動きがあったということで、そこは2名ということになっているのか。あと入所申込みは出しているけれども、定員に対して入れなくて待っている状態の児童数はどこかにカウントされているのかいないのかを教えてくださいたいです。

【事務局（岡野学び推進課長）】

令和2年度から令和6年度の実績値については、毎月、入所したり退所したりという変動がありますので、その変動を加味すると計算がとても複雑になってしまう関係から、この実績値については4月1日の実績値を採用しております。

待機の児童数については、この表の中に組み込んでおりません。

【河村委員】

見込み量の算出方法で、令和2年度から令和6年度までの利用者数に増減があり、コロナ禍により、その数値としての信憑性が低いという説明があったかと思いますが、5ページの乳児家庭全戸訪問事業では、令和2年度から令和6年度までの実績値を使用せず、令和7年度から令和11年度までの人口推計をそのまま見込み量としているにも関わらず、次の6ページの上では、令和2年度から令和5年度までの利用率の平均値を入れており、7ページのファミリー・サポート・センターでは、令和2年度から令和5年度までの期間の推移を使用することは適当ではないことから、令和5年度と令和6年度の3か月（4～6月分）の利用者数を使用しており、8ページの上も同様に3か月の利用者数を使用しています。例に挙げた事業だけでも算出方法が3つあるのですが、この違いというのはどういふところなのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【事務局（鳥海子育て支援課長）】

見込み量の算出方法についてですが、例えばファミリー・サポート・センターはコロナ禍による利用制限をしていたため、実績値に大きな影響が出ていました。事業内容によってコロナ禍の影響を強く受けているものとそうでないものがあり、それを踏まえて、事業内容ごとに適切な算出方法で見込み量を計算していますので、令和2年度から令和6年度までの実績値を使用しているもの、令和5年度及び令和6年度の3か月の利用者数を使用しているもの、過去の実績値をしようしていないものがあります。

【河村委員】

ありがとうございます。続けて質問ですが、10ページの放課後児童クラブの推計値（ニーズ）の見込み量が335から始まって375までを5年間としているところについて、ニーズ調査の分母は496と伺いましたが、学校現場の肌感からすると、放課後児童クラブのニーズはすごくあると思っています。なぜならば、南小学校でいえば、50近く、児童クラブに入所している児童の半分近くが新1年生だからです。3年生以上の児童がほとんど入所できていない現状の中、この見込み量からは高学年のニーズはないというふうに見えてしまいます。1年生から6年生まで希望すれば全員入所できますよ、となればもっと高学年のニーズは増えるのではないかと思います。見込み量の算出方法はこれで大丈夫かという確認をお願いします。

次に、11ページ、上から2番目の児童育成支援拠点事業についてですが、不登校等の対象児童数が18となっているにも関わらず、令和7年度からの5年間は見込み量0という計画になっているのはなぜでしょうか。御説明の中には、必要性を認めつつあり、早期に実現していきたいところではあるとの説明がありましたけれども、その説明と、令和7年度からの5年間は見込み量0というところに違和感がありました。そこの説明もいただければと思います。

【事務局（岡野学び推進課長）】

児童クラブについて回答させていただきます。

河村委員がおっしゃったとおり、実は保護者の方の御要望としては、6年生までを含めれば、相当数の方が児童クラブに入所を希望されていると感じております。ただ、定員に空きが出て、待機になっている保護者の方に連絡をさしあげると、入所しますという回答がすぐには得られず、子どもに聞いてみますという保護者が、大体3年生以上の児童から多くなります。というのも、3年生ぐらいになりますと、放課後をどのように過ごしたいかという子ども自身の意思が出てき始めますので、家庭環境によるところはありますが、1人で過ごせるのであれば、1人で過ごしたいという声もあります。現状として、3年生以上になると入れないということではなくて、空きが出て御案内してもお断りされるケースが多くなってきています。ですので、働く世帯ということ考えると、ここに記載されている推計値700前後になるかと思いますが、子ども自身の考えや意思、家庭環境が許すのであれば児童クラブに必ず入所するか、などを考えると、この見込み量300台の数値が現実に近いものと考えて算出しております。

【事務局（鳥海子育て支援課長）】

続いて、児童育成支援拠点事業についてです。

こちらについては、国から示されている算出の方法として、相談

支援員が対応している世帯の数、となっておりますので、その数18を対象児童数として記載しました。こちらの対象児童については現在、相談支援員等で対応できていますので、児童育成支援拠点事業を実施してまで対応しなければならない状況ではありません。ただ、この事業は児童福祉法で実施するものとされているものですので、町としては実施していきたいと考えています。先ほど説明させていただきましてとおり、この事業は居場所をつくる事業であり、運営していただくNPOといった社会資源の確保が必要になりますが、まだその見込みがついていないところもありますので、この第3期においては、調査研究・検討等を行う期間とし、見込み量を設定していません。

【藤崎委員】

10ページの放課後児童クラブの見込み量の算出方法については、実績を踏まえてとのことでしたが、その実績については、入所希望者数ではなく定員数になっています。定員数は建物の広さで決まり、定員を超えて入所させることはできませんので、定員数が実績の最大値となります。このことから、実績値は建物の広さを確保できるかどうかということになってきます。寒川町はこれから公共施設の問題が出てきますので、どんどんと建物を建てることは難しいという事情は分かっていますが、単純に実績値から見込み量を算出しましたという説明だけでは、その実態が伝わらないのでは、という懸念があります。

先ほど3年生以上の児童の保護者に、定員に空きがあるので入所案内をしても断られることが多いという話がありましたが、これは放課後の過ごし方の質的な問題であり、学童に魅力がないので、家で過ごす方がいいということがあるのだと思います。現状、この部屋よりも少し狭いぐらいのところ、小学生の1年生から6年生までの40～50人が一日中過ごしていますので、支援員さんが頑張っても、質の高い保育をすることは難しいと思います。

ですので、寒川町の小学校に通っている子どもたちの放課後のことを考えて事業の見込みをしていくのであれば、もう少し視野を広げた見込み量の算出方法があってもいいかなと思いますし、建物が建てられるかどうかが一番のキーポイントであるならば、その根拠も分かるような形で見込み量を出していただけると、ほかの子どもに関わってくださる方々にも伝わりやすいのかなと思います。

別件ですが、資料1の10ページに各事業の概要の説明がありまして、この②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に、共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して書いてありますが、以前の放課後児童クラブは3年生までというイメージがありましたので、恐らくこれは前の定義ではないかと思います。

今は小学生の1年生から6年生までを対象にしており、「おおむね10歳未満」という表記は不要かと思しますので、確認していただければと思います。

あと、小学校への入学のタイミングで寒川町における転出入があり、児童クラブに入所できないのであれば寒川町への転入を断念するという人もいるかと思いますが、宅地開発もどんどん増えているので、児童クラブに入所できるなら寒川町に転入したいという御家庭が増えるといいなということもあります。放課後児童クラブは、児童数が減っていく推計に比例しない唯一の子ども施策かなと思っていますので、入所希望をどう叶えていけるか、よりよい過ごしをしてもらえるような放課後児童クラブのことを一緒に検討していけるといいのかなと思いました。

【事務局（学び推進課長）】

貴重な御意見ありがとうございました。

児童クラブへの入所希望、ニーズがすごくあるということは、私も感じておりますので、令和11年度までにはどこか増設したいという思いもあり、この実績値から伸びる形で見込み量は算出しています。

あと、放課後の過ごし方の質についての話がありましたが、実際に、入所児童数が定員に達していて、支援員さんたちが日々大変な思いをされているということは学童保育会からも伺っております。そこに関しては、定員増及び支援員増を行い、子どもたちが放課後を充実して過ごせるような形にしていきたいと考えております。

【磯川委員長】

児童クラブについては、施設に限度がありますが、そこで締めるのではなく、入所希望があるのであれば、すぐには無理だと思いますが、将来的には増やしていく。もし学校関係の施設が無理なら民間にお願いするとか、子どもたちが生き生きと生活できるような前向きな検討をしていただければありがたいなと思います。

【杉山委員】

⑫子育て短期支援事業と⑳児童育成支援拠点事業について、今回は量の見込みを行わないものという形になっています。

子育て短期支援事業については、先ほどの分母のところでは1,800、回答数が700という中で、約8割が短期支援事業は必要ない、途中で外している形になっているのですが、児童人口の減という中においても、養護児童、要支援児童は、実際は増えてきています。それとともに、今回の回答数の700に含まれないような人たちが、ショートステイやトワイライトが必要とされている御家庭ではないかと思われますので、ぜひ、第4期の計画には盛り込んでもらいたい内容かなと思っています。

⑳ 児童育成支援拠点事業についても同じで、事業所の確保が難しいというのも、そのとおりですが、ここを目指していくことが、要保護、要支援といういろんな形の御家庭を、未然に防ぐことにつながっていくかと思われますので、ぜひ、第3期計画では難しいようなら、第4期でぜひ設けてもらえればと思っております。

【事務局（鳥海子育て支援課長）】

貴重なご意見ありがとうございました。

支援が必要な家庭や児童の推移など見ながら、内容について検討していきたいと考えております。

【藤崎委員】

資料2の7ページ、ファミリー・サポート・センターについて、就学児のみのニーズ量と見込み量に大きな乖離があるので、就学児のみのファミリー・サポート・センターを利用したいという方々の具体的なお願いしている内容やその理由を伺いたいです。

もしかすると、放課後児童クラブの送り迎えにファミサポさんを利用されている方が少なくないかなと思っていて、そうすると、お一人の方が利用する回数が増えていくので、ニーズ量としては増えていくと思われます。そういった実情があるのであれば、教えていただきたいです。

【事務局（遠藤副主幹）】

ファミリー・サポート・センターの令和6年度の4月から6月まで実績は合計421件です。そのうち、放課後児童クラブのお迎えなどが121件で、放課後児童クラブのお迎え及び帰宅後の預かりが12件となっております。

【藤崎委員】

送り迎えに加え、その後の預かりを希望されているかもしれないとすると、放課後児童クラブの定員数が増えると、こちらに必要な量は増えていくので、一緒に考えていただけるといいかもしれないです。

【磯川委員長】

11ページの児童育成支援拠点事業の見込み量が令和7年度から令和11年度までゼロということですが、これは不登校等の児童のための事業かなと思いますし、こういう生徒はこれからどんどん増えてくると思います。現在も結構いるように聞いていますので、ぜひ、実際にこの事業を進めてほしいなと思います。現在も寒川町の公民館で、そういう子どもたちを預かっている事業があり、それがこの児童育成支援拠点事業に入るのではないかと思います。不登校の中学生が学校へ行かず、そこへ毎日通い、仲間と勉強したりしています。通っている生徒は五、六人いたかだと思います。そういった事業をやっているのです、この見込み量がゼロということではなく、

	<p>検討していただければと思います。</p> <p>【事務局（鳥海子育て支援課長）】</p> <p>こちらの児童育成支援拠点事業につきましては、全ての子どもが対象というわけではなく、特に支援が必要な子の居場所という形になりますので、現在、公民館等でやっている事業と、若干この内容が異なるものになるかと思われま。実際に児童育成拠点支援事業を実施できる団体を確保できてない状況ですが、早期に実現したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>【磯川委員長】</p> <p>今は中学生だけみたいですが、私の知人がそこへ2年間ぐらい行っていたこともあり、それから高校へ進学しました。そういった事業も入れることができるのであれば、見込み量の再検討が必要かと思ひお伝えしました。</p> <p>ほかに質問はございますか。</p> <p>それでは、資料2については終わりたいと思ひます。</p> <p>議題2のその他ですが、皆さんから何かございますか。</p> <p>なければ以上で議題のほうは終わりたいと思ひます。事務局にお返しします。よろしくお願ひします。</p> <p>【事務局（鳥海子育て支援課長）】</p> <p>本日はスムーズな議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。また、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>次回の会議では、計画の概要案についてお示ししながら御意見をいただければと思ひています。</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 「量の見込み」の算出について ・資料2 第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」（案）について
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	白岩委員、和田委員（令和6年9月12日確定）